

平成27年1月から高額療養費の算定基準額等が変更となります

第1 高額療養費の算定基準額について

医療保険に加入する方の収入区分に応じ、より細かく自己負担を求めるという政府方針に基づき、70歳未満の方の高額療養費の算定基準額の見直しが行われます。

なお、当共済組合の附加給付等基礎控除額に変更はないため、最終的な自己負担額は変わりません。

1 変更前（～平成26年12月31日）

組合員の方の収入区分	高額療養費算定基準額	附加給付等基礎控除額 (最終的な自己負担額)	
		合算高額以外	合算高額
上位所得者（一般職は給料月額42万4千円以上、特別職は給料月額53万円以上）	150,000円+(医療費－500,000円)×1% [83,400円] ※1	40,000円	80,000円
一般 (上位所得者及び低所得者以外の方)	80,100円+(医療費－267,000円)×1% [44,400円] ※1	25,000円	50,000円
低所得者 (市町村民税非課税者等)	35,400円 [24,600円] ※1	25,000円	50,000円

2 変更後（平成27年1月1日～）

組合員の方の収入区分	高額療養費算定基準額	附加給付等基礎控除額 (最終的な自己負担額)	
		合算高額以外	合算高額
給料月額66万4千円以上 (特別職は給料月額83万円以上)	252,600円+(医療費－842,000円)×1% [140,100円] ※1	40,000円 ※2	80,000円 ※3
給料月額42万4千円以上 66万4千円未満 (特別職は給料月額53万円以上83万円未満)	167,400円+(医療費－558,000円)×1% [93,000円] ※1	40,000円 ※2	80,000円 ※3
給料月額22万4千円以上 42万4千円未満 (特別職は給料月額28万円以上53万円未満)	80,100円+(医療費－267,000円)×1% [44,400円] ※1	25,000円	50,000円
給料月額22万4千円未満 (特別職は給料月額28万円未満)	57,600円 [44,400円] ※1	25,000円	50,000円
低所得者 (市町村民税非課税者等)	35,400円 [24,600円] ※1	25,000円	50,000円

※1 []内の額は、受診月以前の12月以内に既に高額療養費の支給月が3月以上ある場合に適用です。

※2 平成27年4月診療分から50,000円になります。

※3 平成27年4月診療分から100,000円になります。

第2 限度額適用認定証など

医療機関によっては高額療養費も含めた額を共済組合から受け取るため、組合員の方は高額療養費支給後の残りの額を窓口で負担するだけで済む場合があります(高額療養費の現物給付)。

この高額療養費の現物給付を受ける場合、組合員の方からの申請により、共済組合から限度額適用認定証などの交付を行いますが、上記第1の2の高額療養費算定基準額の見直しに伴い、平成27年1月から区分の表記が変更となります。

また、上記第1の2の高額療養費算定基準額の見直しに伴い、**給料月額42万4千円以上(特別職は給料月額53万円以上)の方は、医療機関での窓口負担が増えますが、その後、共済組合から附加給付等がご本人の口座に支給されるため、最終的な自己負担額に変更はありません。**

1 限度額適用認定証の区分表記

収入区分が「上位所得者」又は「一般」に該当する組合員(70歳未満に限る)の方に交付する証です。

変更前 (~平成26年12月31日)		変更後 (平成27年1月1日~)	
組合員の方の 収入区分	表記	組合員の方の収入区分	表記
上位所得者 (一般職は給料月額 42万4千円以上、特 別職は給料月額53 万円以上)	A	給料月額66万4千円以上 (特別職は給料月額83万円以上)	ア
		給料月額42万4千円以上66万4千円未満 (特別職は給料月額53万円以上83万円未満)	イ
		給料月額22万4千円以上42万4千円未満 (特別職は給料月額28万円以上53万円未満)	ウ
一般(上位所得者及び 低所得者以外の方)	B	給料月額22万4千円未満 (特別職は給料月額28万円未満)	エ

2 限度額適用・標準負担額減額認定証の区分表記

収入区分が「低所得者」に該当する組合員の方に交付する証です。このうち、70歳未満の方の証の区分表記が変更になります。

変更前 (~平成26年12月31日)		変更後 (平成27年1月1日~)	
組合員の方の 収入区分	表記	組合員の方の収入区分	表記
低所得者(市町村民税 非課税者等)	C	低所得者	オ

手続き等の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。